



平成27年10月30日

各 位

会 社 名 株式会社コシダカホールディングス
代表者名 代表取締役社長 腰 高 博
(J A S D A Q コード 2 1 5 7)
問 合 せ 先 取締役執行役員 土 井 義 人
グループ管理担当
電話 0 3 - 6 4 0 3 - 5 7 1 0

特定の株主からの自己株式取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年11月26日開催予定の第46回定時株主総会に、下記の通り、特定の株主からの自己株式取得の件を付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、資本効率の向上と経営の透明性をより高めるため、当社株式の流動性の向上および株主数の増加と合わせて特定株主比率の引き下げに努めるとともに、株主還元策の一環として自己株式の取得につきましても検討してまいりましたが、このたび当社筆頭株主である株式会社ヨウザンより、同社の保有する当社株式について当社への売却の打診を受けました。

このような状況を踏まえて検討した結果、会社法第156条第1項、第160条第1項及び第161条の規定に基づき、相対取引による自己株式の取得を行うことといたしました。

2. 取得に係る事項の内容

(1)取得対象株式の種類	当社普通株式
(2)取得する株式の総数	50万株(上限) (発行済株式総数に対する割合2.60%)
(3)株式の取得価額の総額	13億円(上限)
(4)株式1株を取得するのと引き換えに交付する金額の算定方法	平成27年8月1日から平成27年10月31日の3ヶ月間の東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の終値の平均価格に0.90を乗じた金額と第46回定時株主総会開催日前日である平成27年11月25日の東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の最終価格(但し、同日に取引がない場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格)を比較し、低い方の金額とする。
(5)取得期間	平成27年12月1日～平成28年1月31日
(6)取得先	株式会社ヨウザン

(注)上記の内容については、平成27年11月26日開催予定の当社第46回定時株主総会において、「特定株主からの自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

3. 取得先の概要

(1)商号	株式会社ヨウザン
(2)所在地	群馬県前橋市平和町一丁目4番地10
(3)代表者	腰高美和子
(4)事業内容	支配株主であり当社代表取締役である腰高博及びその2親等以内の親族である腰高美和子が議決権の過半数を所有する資産管理会社であり、当社主要株主であります。有価証券の保有を目的としております。
(5)主要株主	腰高美和子、腰高博他
(6)資本金の額	1,000,000円

4. 支配株主との取引等に関する事項

- ・当該取引が支配株主との取引等であることについて

本自己株式取得においては、株式会社ヨウザンからの取得が予定されておりますが、同社は株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第441条の2に定める支配株主その他施行規則で定める者に該当し、本自己株式取得は、同条に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。

- ・当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況について

当社が平成26年11月28日に開示いたしましたコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引の適合状況は以下のとおりです。

同指針では、「当社と支配株主との取引につきましては、一般取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、取締役会において取引内容及び取引の妥当性等について審議の上、取引の是非を決定することとしております。さらに、必要に応じて、外部専門家の意見を求めること等により、少数株主の保護を図っております。」としております。そのため当社は、平成27年10月30日に取締役会を開催し、当該支配株主と利害関係のない取締役2名及び監査役3名（うち社外監査役3名）が参加の上、本自己株式取得が、資本効率の向上を図るとともに、将来の経営環境の変化に対応する機動的な資本政策の遂行を可能とすることを主たる目的として実施されることを確認し、かつ、現在の株価水準及び今後の資本政策の可能性を考慮して十分な審議を行い、決議に参加した取締役の全員一致により本自己株式取得の実施に関する決議を行いました。

- ・公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について

また、公正性を担保するための措置として、当社は、会社法第156条第1項、第160条第1項及び第161条の規定に基づき、平成27年11月26日開催予定の第46回定時株主総会に付議し特別決議での承認を前提として相対取引による自己株式の取得を行い、平成27年8月1日から平成27年10月31日の3ヶ月間の東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の終値の平均価格に0.90を乗じた金額と第46回定時株主総会開催日前日である平成27年11月25日の東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の最終価格（但し、同日に取引がない場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格）を比較し、低い方の金額での本自己株式取得を行う予定です。なお、利益相反を回避するため、本自己株式取得の相手方となる予定である株式会社ヨウザンの株主である、当社代表取締役社長腰高博及び当社常務取締役腰高美和子、並びに、腰高博の近親者である当社専務取締役腰高修は、特別利害関係人に該当するため、当社の立場において、

上記平成 27 年 10 月 30 日開催の取締役会を含め、本自己株式取得に関する審議・検討手続には一切参加しておりません。

- ・当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について

さらに、当社は独立役員である社外監査役西智彦氏から、「(a) 本自己株式取得は、当社の資本効率の向上と経営の透明性をより高めるため、当社株式の流動性の向上、株主数の増加と合わせて特定株主比率の引き下げに努めるとともに、株主還元策の一環とすることを目的として行われるものであると認められ、その目的は正当であり、(b) 本自己株式取得に係る交渉・意思決定過程の手続は利益相反回避措置がとられ、手続は公正であると認められ、(c) 本自己株式取得は特定の株主からの自己株式の取得として株主総会の特別決議により少数株主にも決議への参加の機会が確保され、また東京証券取引所 J A S D A Q 市場における当社株式の売買成立状況を勘案すれば株式会社ヨウザン以外の株主にも一定の検討期間を与えた上で市場動向を見ながら本自己株取得の取得価額確定日までの市場での売却機会は確保されていると言え、その取引方法は妥当であり、(d) 本自己株式取得の取得価格は平成 27 年 8 月 1 日から平成 27 年 10 月 31 日の 3 ヶ月間の東京証券取引所 J A S D A Q 市場における最終の取引価格の平均価格に 0.90 を乗じた金額と平成 27 年 11 月 26 日開催予定の当社第 46 回定時株主総会の前日である平成 27 年 11 月 25 日における同市場の最終価格（但し、同日に取引がない場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格）を比較し、いずれか低い価格と定められておりますので、その価格は妥当であり、(e) 上記 (a) 乃至 (d) 並びに平成 26 年 11 月 28 日に開示したコーポレートガバナンス報告書に定める指針に沿って決定されていることを前提にすると、本自己株式取得は、当社の少数株主にとって不利益なものではない。」旨の意見書を本日付で取得しております。

したがって、本自己株式取得の実施は当社の少数株主にとって不利益ではないと判断しております。

5. その他

本自己株式の取得にあたって株式 1 株を取得するのと引き換えに交付する金銭等の額は、前記 2. 「取得に係る事項の内容」(4)に記載の通り、会社法第161条及び会社法施行規則第30条により算定されたものを超えないため、取得する相手以外の株主様におかれましては、会社法第160条第 2 項及び第 3 項による売主追加議案の請求は生じません。

【ご参考】平成27年 8 月 31 日時点の自己株式の保有

発行済株式総数 (自己株式を含む)	19,200,000株
自己株式数	500,360株

以上